

登録簿

届出番号	29 - 3 - 1	開始年月日	平成19年04月01日		変更年月日	令和5年04月01日		
局コード	81	局名	水道局		部コード	29	部名	多摩水道改革推進本部調整部
課コード	3	課名	業務指導課					
同一の事務を所管する課								
保有個人情報を取り扱う事務の名称		給水契約に関する事務						
保有個人情報を取り扱う事務の目的		1 使用等に係る申込を受け付ける。 2 量水器点検により使用水量を計量し、使用者に通知する。 3 未納の水道料金等を収納する。						
保有個人情報の対象者の範囲		多摩地区都営水道26市町(多摩地区市町村のうち武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村を除く)の水道使用者等						
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活等		その他		
	☐ 個人番号 ☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 国籍 ☒ 本籍 ☒ 年齢 ☒ 生年月日 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス	☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻	☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☒ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☐ 趣味		☒ 口座情報 ☒ その他*		
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☒ オンライン結合						
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外 ☒ 都の当該機関内等 ☒ 他の都の機関等 ☒ 他の官公庁 ☒ 民間・私人 ☐ その他*						
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☐ 無 ☒ 有 ☒ 都の当該機関内等 ☒ 目的外利用 ☒ 法69条 1項 ☒ 他の都の機関等 ☒ 目的外提供 ☐ 法69条 2項 1号 ☒ 他の官公庁 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 民間・私人 ☒ 法69条 2項 3号 ☐ その他* ☒ 法69条 2項 4号						
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*						
備考		その他の記録項目: 使用水量、料金、クレジットカード払いに関する情報等 職業と公的扶助: 料金減免対象者について記録 財産は未納料金取立に必要な限度で収集。本籍、国籍、生年月日、年齢、性別、親族関係は契約者死亡により相続人を確定させる必要がある場合のみ収集。 目的外利用・提供の法的根拠: 行政による支援を必要とする者に係る情報の提供に関する協定(財産生命等の危急な要件がある場合のみ提供)、国税徴収法等 委託内容: 給水契約の受付に関する事務、検針業務、未納料金の徴収業務						
事務を廃止した場合		廃止年月日:				文書保存期限:		